

はじめに

1. 「成年後見制度」とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分ではない方（この制度における手続きでは、これらの方を「本人」と呼びます。）を保護するための制度です。

2. 「成年後見制度」の種類（区分）は・・・

成年後見制度には、次のような種類（区分）があります。

種類（区分）		対象となる方	援助者	
法定後見	補助	判断能力が不十分な方	補助人 ※	監督人を専任することがあります。
	保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人 ※	
	後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人 ※	
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を専任したときから、その契約の効力が生じます。		

※ 一般的に、補助人、保佐人、成年後見人を総称して「成年後見人等」と呼びます。
場合によっては、監督人や任意後見人が含まれることもあります。

3. 「成年後見人等」の役割とは・・・

成年後見人等の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産を適正に管理することです。具体的には、主に次のような業務があります。

(1) 本人のために診療・介護・福祉サービス等の利用契約を結ぶこと。

(2) 本人の預貯金の出し入れや不動産の管理等を行うこと。

※ 家庭裁判所は、本人の利益がきちんと守られるように、定期的に又は随時、本人の財産の管理状況等について、成年後見人等に報告を求めたり、調査をします。

※ 成年後見人等の役割は、本人が死亡又は本人の能力が回復するまで続きます。

4. 「成年後見制度」の手続きの流れは・・・

一般的には、以下のとおりです。

(1) 手続案内

- 後見等開始の手続きの流れや、申立てに必要な書類等についての説明を受けます。手続案内は、家庭裁判所で実施しています。

(2) 申立て

- 本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。申立ては、「本人」「本人の配偶者」「本人の4親等内の親族」等が行うことができます。多忙であったり、申立てをするのが不安な場合は、弁護士や司法書士等に相談することをお勧めします。

(3) 調査・鑑定等

- 申立て後、裁判所の職員が申立人、後見人候補者、本人から事情をうかがったり、本人の親族に後見人候補者についての意見を照会することがあります。
- 本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

(4) 審判（後見等の開始、成年後見人等の選任）

- 家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。事情に応じて、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者を成年後見人等に選任することもあります。
- 成年後見人等に対する報酬については、業務の内容や本人の資産、収支の状況等を考慮して、家庭裁判所が定めることになっています。